

【参考：審査基準】

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理経営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	10
	【サービスの向上】 a 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか b 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価満足度を十分把握できる内容になっているか	20
	【利用者の増加】 a 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか b 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか	20
	計	50
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> 申請者の得点＝最低提示額／申請者の提示額×配点 ※ 最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※ 申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例> 最低提示額 80÷申請者提示額 90×配点 20＝17.777… ⇒ 17.8	実現可能性のない提示額の場合は選定しません  20
	計	20
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実にを行うだけの最低限の経営基盤を有しているか b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	15
	【申請者の人的構成】 a 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか b 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか c 職員の指導育成、研修体制は十分か	15
	計	30
合計		100%